

鹿児島県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の招集）

第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び審議すべき事項を委員に通知しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長又は条例第5条第3項の規定による会長の職務を代行する委員がないときは、くらし保健福祉部長が会議を招集する。

（参考人）

第3条 会長は、審議のため必要と認める場合は、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第4条 協議会の会議は公開する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、会長が協議会の会議に諮り、当該会議の全部又は一部を公開しないことができるものとする。

(1) 鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）第7条各号の不公開情報が含まれる事項について審議を行う会議を開催する場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（公開の手続）

第5条 前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

2 前項の場合における必要な手続については、別に定める。

3 協議会の会議の開催に当たっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により、周知を行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められるときは、この限りでない。

（議事録の作成）

第6条 協議会の会議を開催したときは、審議の概要を議事録として作成する。

2 議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

（会議の資料及び議事録の公開）

第7条 協議会の会議の資料及び議事録は公開する。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

2 前項の規定による公開については、県ホームページにより行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成30年〇月〇日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

鹿児島県国民健康保険運営協議会規程変更箇所

新規程案	旧規程
<p style="text-align: center;">鹿児島県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>鹿児島県国民健康保険条例（平成29年鹿児島県条例第36号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(会議の招集) 第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び審議すべき事項を委員に通知しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、会長又は条例第5条第3項の規定による会長の職務を代行する委員がないときは、<u>くらし保健福祉部長</u>が会議を招集する。</p>	<p style="text-align: center;">鹿児島県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、<u>鹿児島県国民健康保険運営協議会条例（平成28年鹿児島県条例第45号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。</u></p> <p>(会議の招集) 第2条 会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び審議すべき事項を委員に通知しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、会長又は条例第4条第3項の規定による会長の職務を代行する委員がないときは、<u>保健福祉部長</u>が会議を招集する。</p>

鹿児島県国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴する方は、会議を傍聴するに当たり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、談話をし、又は騒ぎたてるなど会議の妨害となるような行為はしないこと。
- (2) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻きその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (4) 会議場において、飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 会議場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。（ただし、会長が認めた場合はその限りではない。）
- (6) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害しないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴する方は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴する方が以上のことを守らない場合は注意し、なお、従わない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会場の秩序維持ができなくなった場合や緊急に公開になじまない事項を審議する必要があるが生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。